

第23回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月25日（火）午後4時00分から午後4時20分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（15人）

会長職務代理者 1 番 青 山 眞 士

2 番 古 熊 健 一

3 番 高 橋 毅 典

4 番 佐々木 彦 治

5 番 目 黒 一 雄

6 番 泉 和 浩

7 番 佐々木 章 史

8 番 狩 野 菊 恵

9 番 高 野 秀 則

10番 藤 田 靖

11番 石 田 秀 人

12番 岸 本 辰 彦

13番 山 田 裕 一

14番 佐々木 靖

15番 湯 浅 浩 道

4 欠席委員（1人） 16番 秋 吉 稔 之

5 農業委員会事務局職員

事務局長 山 崎 一

事務局次長 浦 島 卓

事務局農地係長 作 山 温 史

事務局総務係主査 春 田 秀 彦

事務局農地係主任 瀬 能 実 紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について

日程第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 議案第1号 当別町農業委員会事務局職員の任免について

- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 日程第 9 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
 日程第 10 議案第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 15 名、定足数に達していますので、第 23 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、3 番 高橋委員 4 番 佐々木彦治委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 3 月 5 日、第 20 回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京で行われ、狩野委員が出席しました。その他で狩野委員から報告があります。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、2 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、報告第１号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第１号は承認することに決定しました。
議長	日程第５、報告第２号「農地法第５条の規定による農地転用事業完了報告について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	「農地法第５条の規定による農地転用事業完了報告について」ご説明します。 番号１番について、農地転用により住宅を建築したもので、令和６年９月２７日に許可、令和７年２月２５日に完了しましたので、３月１２日に事務局で現地確認を行っております。現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第２号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第２号は承認することに決定しました。
議長	日程第６、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました５件は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第３号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、報告第３号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第７、議案第１号「当別町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。事務局より説明させます。
事務局	議案第１号「当別町農業委員会事務局職員の任免について」ご説明します。 今回、令和７年３月３１日付け及び４月１日付けで農業委員会職員の任免を行うため、ご審議いただくものであります。 （詳細説明）
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第１号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第１号について、原案のとおり許可することに決定しました。 休憩します。 （休憩）
議長	再開します。
議長	日程第８、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番から３番は規模拡大のため、所有権の移転、賃貸借の設定、番号４番は、貸主が親から相続した農地を夫婦で賃借権を設定するものです。番号６番は新規就農で入られた方です。番号７番８番は、更新のため使用貸借。番号８から１０番は規模拡大のため、使用貸借を結ぶものであります。番号１１から１３番は、法人の新規参入で使用貸借を結ぶものであります。
議長	これら１３件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	番号６番は新規就農に関する協議会を開催しましたので、担当委員より報告を求めます。

高橋委員	番号６番は新規就農に係る協議結果についてご報告いたします。 令和７年２月１４日に協議会を開催しました。〇〇氏が新規就農で営農を行いたいということで、営農計画書と本人からのヒアリングを行い、協議をした結果、新規就農者として認め、農地法第３条の許可申請については、適当であると意見を集約しましたので報告いたします。
議長	番号１１番から１３番は法人の就農に関する協議会を開催しましたので、担当委員より報告を求めます。
石田委員	番号１１番から１３番の法人の就農に関する協議結果についてご報告いたします。 令和７年３月１４日に協議会を開催しました。〇〇が当別町で営農を行いたいということで、営農計画書と法人からのヒアリングを行い、協議をした結果、農地法第３条の許可申請については、適当であると意見を集約しましたので報告いたします。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第２号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第２号について、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第９、議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転が６件、賃貸借の設定が２４件です。 なお、２４番から２８番につきましては、個人の方が法人を立ち上げ、個人で賃貸借を結んでいたものを法人に移すものであります。これら３０件について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。

	休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。１番から２８番までの質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号１番から２８番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号１番から２１番は原案のとおり決定しました。 番号２９番、３０番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。 休憩します。 (目黒委員退席)
議長	再開します。 番号２９番、３０番の質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号２９番、３０番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号２９番、３０番は原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（目黒委員復席）
議長	再開します。
議長	日程第１０、議案第４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明します。 (事務局説明)

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第23回当別町農業委員会総会を閉会します。